

会計検査院規則第一号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条並びに情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項及び第十八条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年一月四日

会計検査院長 森田 祐司

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

第八十七条第三項中「又は」を「若しくは」に、「送信し」を「送信する措置又は同項に規定する基準で定める措置を講じ」に改める。

第九十一条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第五条第一項の規定にかかわらず、第二章及び第三章に規定する証明責任者が電子情報処理組織を使用して計算証明をするときは、証拠書類の原本をスキャナにより読み取る方法により作成した証拠書類に記載すべき事項に係る情報をもって原本に代えることができる。この場合において、当

該情報は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものでなければならぬ。

一 一の歳入の徴収、支出の決定その他の会計経理に係る行為に関する意思決定が電磁的方式により行われ、第八十七条第一項に規定する基準の定める方法により、当該意思決定に係る情報に關連付けられて管理されているものであること。

二 証明責任者が原本と相違がない旨を証明したものであること。

第九十四条の次に次の一条を加える。

第九十四条の二 証拠書類及び添付書類（第三十条の九に規定する証拠書類を除く。以下この条において同じ。）に記載すべき事項に係る情報を第八十七条第一項に規定する基準で特に認める方法（以下この条において単に「特に認める方法」という。）により電子情報処理組織を使用して送信する場合において、このほかに、証拠書類及び添付書類を提出するときは、当該証拠書類及び添付書類（分冊にして提出する場合は第一冊目）には、次の各号に掲げる事項を第八条第一項に規定する区分ごとに記載した一覧表（以下「区分別一覧表」という。）を付さなければならない。

一 科目、受払、種類等の区分の名称

二 証拠書類及び添付書類が編集されている箇所（分冊にして提出する場合に限る。）

三 証拠書類及び添付書類の金額

2 証拠書類及び添付書類に区分別一覧表を付すときは、第八条第二項及び第八条の二第四項の規定

（第九十四条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）にかかわらず、証拠書類及び添付書類に仕切紙を付すことを要しない。この場合において、区分別一覧表には、この規則の規定により仕切紙に記載すべきこととされている事項（第八条第三項各号に掲げる事項を除く。）を記載しななければならない。

3 第一項に規定する場合において、次の各号に掲げる事項に係る情報を電子情報処理組織を使用して併せて送信するときは、前項の規定にかかわらず、当該事項は区分別一覧表に記載することを要しない。

一 第九条第一項に規定する事項

二 第二十二條第二項に規定する事項

三 第九十四条第二項において準用する第八条の二第三項に規定する金額

四 第九十四条第二項において準用する第八条の二第四項第四号に規定する金額

4 証拠書類及び添付書類に記載すべき事項に係る情報を特に認める方法により電子情報処理組織を使用して送信する場合において、証拠書類及び添付書類に記載すべき事項に係る情報を電子情報処理組織を使用して送信するほか、証拠書類及び添付書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出する場合には、当該情報を送信するときに、電磁的記録により提出するものがある旨及び当該電磁的記録に関する事項に係る情報を併せて送信しなければならない。

5 証拠書類及び添付書類に記載すべき事項に係る情報を特に認める方法により電子情報処理組織を使用して送信する場合における前条第二項及び前四項に規定する編集に関する細目は、会計検査院が別に定める。

6 会計検査院は、前項に規定する細目を定めるときは、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

第九十五条中「前条第二項」を「第九十四条第二項」に改める。

第一百一条に次の一項を加える。

3 第三十条の九に規定する証拠書類に記載すべき事項に係る情報を電子情報処理組織を使用して送信するほか、同条に規定する証拠書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出する場合（これらのほかに同条に規定する証拠書類を提出する場合を除く。）には、当該情報を送信するときに、電磁的記録により提出するものがある旨を併せて送信しなければならない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の計算証明規則の規定は、令和四年一月分以降の計算証明について適用する。

2 この規則による改正後の計算証明規則第九十四条の二第一項に規定する特に認める方法により同規則第二条第一項に規定する書類に記載すべき事項に係る情報を電子情報処理組織を使用して送信

する場合における同条第三項の規定の適用については、当分の間、「この場合において、監督官庁等」とあるのは「この場合において、証明責任者」と、「その受理の年月日」とあるのは「監督官庁等に提出した年月日」とする。

改正後	改正前
<p>第5章 電子情報処理組織を使用して計算証明をする場合の特則 （電子情報処理組織を使用した計算証明）</p> <p>第86条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第6条第1項の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法により計算証明をする場合については、この章の定めるところによる。</p> <p>（電子情報処理組織を使用した計算証明の方法）</p> <p>第87条 電子情報処理組織を使用して計算証明をするときは、会計検査院の定める基準に従い、計算証明情報を証明責任者又は監督官庁等の使用に係る電子計算機から入力し、送信しなければならない。</p> <p>2 会計検査院は、前項に規定する基準を定めたときは、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。</p> <p>3 第1項の規定により計算証明情報を会計検査院に送信するときは、同項に規定する基準の定めるところにより設定され若しくは付与された識別符号及び暗証符号を証明責任者若しくは監督官庁等の使用に係る電子計算機から入力し、<u>送信する措置又は同項に規定する基準で定める措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 第1項の規定により計算証明情報を送信するときは、送信する計算証明情報の内容を明らかにした資料を添付しなければならない。ただし、計算証明情報の内容を明らかにした情報が、ファイルの名称等から明らかであるときは、この限りでない。</p> <p>（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）</p> <p>第87条の2 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する会計検査院規則で定める場合は、第5条第1項の規定により証拠書類の原本を提出しなければならない場合（証拠書類の原本と共に編集するものがある場合を含む。）とする。</p> <p>（証拠書類の形式の特例）</p> <p>第91条 <u>第5条第1項の規定にかかわらず、第2章及び第3章に規定する証明責任者が電子情報処理組織を使用して計算証明をするときは、証拠書類の原本をスキャナにより読み取る方法により作成した証拠書類に記載すべき事項に係る情報をもって原本に代えることができる。この場合において、当該情報は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。</u></p> <p>一 <u>一の歳入の徴収、支出の決定その他の会計経理に係る行為に関する意思決定</u></p>	<p>第5章 電子情報処理組織を使用して計算証明をする場合の特則 （電子情報処理組織を使用した計算証明）</p> <p>第86条 （同左）</p> <p>（電子情報処理組織を使用した計算証明の方法）</p> <p>第87条 （同左）</p> <p>2 （同左）</p> <p>3 第1項の規定により計算証明情報を会計検査院に送信するときは、同項に規定する基準の定めるところにより設定され又は付与された識別符号及び暗証符号を証明責任者又は監督官庁等の使用に係る電子計算機から入力し、<u>送信</u>しなければならない。</p> <p>4 （同左）</p> <p>（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）</p> <p>第87条の2 （同左）</p> <p>（証拠書類の形式の特例）</p> <p>第91条 （新設）</p>

が電磁的方式により行われ、第87条第1項に規定する基準の定める方法により、当該意思決定に係る情報に関連付けられて管理されているものであること。

二 証明責任者が原本と相違がない旨を証明したものであること。

2 第5条第2項及び第3項の規定は、証拠書類に記載すべき事項に係る情報を電子情報処理組織を使用して送信する場合について準用する。

3 第69条の2の規定は、証拠書類に記載すべき事項に係る情報を電子情報処理組織を使用して送信する場合について準用する。この場合において、同条中「記録した電磁的記録」とあるのは、「電子情報処理組織を使用して送信すること」と読み替えるものとする。

(証拠書類等の編集の特例)

第94条 証拠書類及び添付書類に記載すべき事項に係る情報を電子情報処理組織を使用して送信する場合は、第8条の規定は適用しない。

2 前項に規定する場合は、第8条の2の規定を準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「電磁的記録により提出するものがある旨」とあるのは「電子情報処理組織を使用して提出するものがある旨」と、同条第4項中「電磁的記録により提出する旨」とあるのは「電子情報処理組織を使用して提出する旨」と読み替えるものとする。

第94条の2 証拠書類及び添付書類（第30条の9に規定する証拠書類を除く。以下この条において同じ。）に記載すべき事項に係る情報を第87条第1項に規定する基準で特に認める方法（以下この条において単に「特に認める方法」という。）により電子情報処理組織を使用して送信する場合において、このほかに、証拠書類及び添付書類を提出するときは、当該証拠書類及び添付書類（分冊にして提出する場合は第一冊目）には、次の各号に掲げる事項を第8条第1項に規定する区分ごとに記載した一覧表（以下「区分別一覧表」という。）を付さなければならない。

一 科目、受払、種類等の区分の名称

二 証拠書類及び添付書類が編集されている箇所（分冊にして提出する場合に限る。）

三 証拠書類及び添付書類の金額

2 証拠書類及び添付書類に区分別一覧表を付すときは、第8条第2項及び第8条の2第4項の規定（第94条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）にかかわらず、証拠書類及び添付書類に仕切紙を付すことを要しない。この場合において、区分別一覧表には、この規則の規定により仕切紙に記載すべきこととされている事項（第8条第3項各号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

3 第1項に規定する場合において、次の各号に掲げる事項に係る情報を電子情報処理組織を使用して併せて送信するときは、前項の規定にかかわらず、当該事項

第91条 (同左)

2 (同左)

(証拠書類等の編集の特例)

第94条 (同左)

2 (同左)

(新設)

は区分別一覧表に記載することを要しない。

一 第9条第1項に規定する事項

二 第22条第2項に規定する事項

三 第94条第2項において準用する第8条の2第3項に規定する金額

四 第94条第2項において準用する第8条の2第4項第4号に規定する金額

4 証拠書類及び添付書類に記載すべき事項に係る情報を特に認める方法により電子情報処理組織を使用して送信する場合において、証拠書類及び添付書類に記載すべき事項に係る情報を電子情報処理組織を使用して送信するほか、証拠書類及び添付書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出する場合には、当該情報を送信するときに、電磁的記録により提出するものがある旨及び当該電磁的記録に関する事項に係る情報を併せて送信しなければならない。

5 証拠書類及び添付書類に記載すべき事項に係る情報を特に認める方法により電子情報処理組織を使用して送信する場合における前条第2項及び前4項に規定する編集に関する細目は、会計検査院が別に定める。

6 会計検査院は、前項に規定する細目を定めたときは、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

(分任歳入徴収官等の分等の証拠書類の編集の特例)

第95条 主任歳入徴収官等が、第11条の4第1項の規定により計算証明をする場合において、分任歳入徴収官等又はその事務を代理する歳入徴収官等の取り扱った計算についての証拠書類に記載すべき事項に係る情報を電子情報処理組織を使用して送信するときは、同条第2項の規定は適用しない。この場合において、当該情報は、分任歳入徴収官等の別に、第9条及び第94条第2項において読み替えて準用する第8条の2の規定により区分して編集し、当該分任歳入徴収官等の職氏名に係る情報を併せて送信しなければならない。

(センター支出官の証拠書類の編集の特例)

第101条 第30条の9に規定する証拠書類に記載すべき事項に係る情報を電子情報処理組織を使用して送信するときは、第30条の10第2項の規定は適用しない。

2 前項に規定する場合は、第30条の10第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、同条第4項中「電磁的記録により提出するものがある旨」とあるのは、「電子情報処理組織を使用して提出するものがある旨」と読み替えるものとする。

3 第30条の9に規定する証拠書類に記載すべき事項に係る情報を電子情報処理組織を使用して送信するほか、同条に規定する証拠書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出する場合（これらのほかに同条に規定する証拠書類を提出する場合を除く。）には、当該情報を送信するときに、電磁的記録により提出するものがある旨を併せて送信しなければならない。

(分任歳入徴収官等の分等の証拠書類の編集の特例)

第95条 主任歳入徴収官等が、第11条の4第1項の規定により計算証明をする場合において、分任歳入徴収官等又はその事務を代理する歳入徴収官等の取り扱った計算についての証拠書類に記載すべき事項に係る情報を電子情報処理組織を使用して送信するときは、同条第2項の規定は適用しない。この場合において、当該情報は、分任歳入徴収官等の別に、第9条及び前条第2項において読み替えて準用する第8条の2の規定により区分して編集し、当該分任歳入徴収官等の職氏名に係る情報を併せて送信しなければならない。

(センター支出官の証拠書類の編集の特例)

第101条 (同左)

2 (同左)

(新設)